

鳥取県就職氷河期世代新規就農促進事業費補助金交付要綱

令和2年3月24日付第201900316544号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県就職氷河期世代新規就農促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農業従事者の高齢化と減少が進み、青年層の新規就農者の育成・確保が喫緊の課題となっている中、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、いわゆる就職氷河期世代の新規就農へのチャレンジを促し、新規就農者の育成・確保を加速化することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、新規就農者確保加速化対策事業実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）の別記1の第7の1の承認を受けた者に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、交付期間1年につき1人当たり最大150万円とし、交付期間は最長2年間とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行われなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとし、規則第5条の申請書とみなす。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、研修期間の終了又は中止の日から30日を経過する日若しくは交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 実績報告は、様式第3号によるものとし、規則第17条第1項の報告書とみなす。

(補助金の返還等)

第8条 国実施要綱の別記1の第7の1の承認を受けた者（以下「交付対象者」という。）が、同要綱の別記1の第5の4の規定により資金を返還する義務が生じた場合は、当該交付対象者に対し、資金の返還を求めるものとする。

(提出書類について)

第9条 規則、本要綱、国実施要綱の規定により、研修期間中及び就農時に事業実施主体が知事に提出する書類は、当該研修実施機関を経由して提出するものとする。

(雑 則)

第10条 規則及び本要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月17日から施行し、令和3年度事業から適用する。

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 住 所
氏 名

年度鳥取県就職氷河期世代新規就農促進事業費補助金交付申請書

就職氷河期世代新規就農促進資金の交付を受けたいので、鳥取県就職氷河期世代新規就農促進事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、下記のとおり申請します。

<p>研修期間</p>	<p>研修機関： _____</p> <p>研修名： _____</p> <p>_____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日</p> <p>(うち今年度交付対象期間)</p> <p>_____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日</p>
<p>算定基準額</p>	<p>円</p>
<p>交付申請額</p>	<p>円</p>
<p>上記研修受講に伴う 国または地方自治体 による他の助成等の 有無</p>	<p>ア. 有 イ. 無</p> <p>↓有りの場合</p> <p>助成等の名称： _____</p> <p>助成等の実施機関名： _____</p> <p>他の助成を受ける期間： _____ ~ _____</p>
<p>就農予定年月(年齢) 及び就農形態</p>	<p>_____ 年 月 (_____ 歳)</p> <p><input type="checkbox"/> 独立・自営就農 <input type="checkbox"/> 雇用就農 <input type="checkbox"/> 親元就農</p>

年 月 日

様

職 氏 名



〇〇年度鳥取県新規就農就職氷河期世代促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付（番号）の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県新規就農就職氷河期世代促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、鳥取県新規就農就職氷河期世代促進事業費補助金交付要綱（令和2年3月24日付第201900316544号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程等の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）、新規就農者確保加速化対策事業実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知。）の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 住 所
氏 名

年度鳥取県就職氷河期世代新規就農促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る交付金の実績について、鳥取県就職氷河期世代新規就農促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

研修期間	研修機関： _____ 研修名： _____ ____年 月 日 ～ ____年 月 日 (うち今年度交付対象期間) ____年 月 日 ～ ____年 月 日
交付決定額	円
実績額	円
差 引	円
添付書類	対象研修が修了した場合は、対象研修が修了したことが明らかとなる書類の写し